

## ～消費者注意情報～

稼げる投資を学べるというビジネススクールに勧誘され、借金をさせられた  
～マッチングアプリを悪用した若者の被害が増えています～

令和5年3月3日

## 相談事例

マッチングアプリで仲良くなった人と食事をした時、「一緒にお金のノウハウを学んで稼ごう」と言われ、投資の先生を紹介された。「しっかり稼ぎたいなら、ビジネススクールで勉強したほうが良い。さらに他の人にスクールを紹介すれば紹介料として数万円支払う」と説明を受け、入会を勧められた。スクール代金は前払で約100万円だと言われたが、「お金がない」と断ると、消費者金融から借金するように言われ、借金方法を指南された。借金し、現金で支払ってしまったが解約したい。

(20歳代：女性)

## ここに注意！・・・東京都消費生活総合センターからのアドバイス

- ★ 借金をしてまで、契約すべきビジネススクールか、よく考えましょう。
  - ・ 今の収入に不安がある、もう少し稼ぎたいという20歳代の若者を中心に、投資を教えるという「ビジネススクール」の契約トラブルが増えています。
  - ・ お金がないというと、「みんな借りている」、「すぐに取り戻せる」等と言って、**消費者金融からの借金を勧められます**。実際には稼げるわけではなく**借金だけが残ります**。消費者金融の年利は15～20%なので100万円の借入で、年間15万円以上の利子分を返済するリスクを負います。
  - ・ また、紹介料が欲しくて安易に友人を誘うと、友人関係が壊れてしまうかもしれません。
- ★ マッチングアプリを悪用した勧誘が増えています。ご注意ください。
  - ・ マッチングアプリで知り合った人から、「資産形成について勉強できる」「投資に詳しい人を紹介する」等と、ビジネススクールの入会を勧誘されたという相談が多く寄せられています。
  - ・ こうしたケースの多くは**紹介料目当て**です。契約したとたんに連絡が取れなくなるケースも多いので、十分に気を付けましょう。
- ★ 怪しいと思ったら、すぐに最寄りの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター ☎ 03-3235-1155  
お近くの消費生活センター 局番なし ☎ 188 (消費者ホットライン)